定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月二十日

愛知県豊橋市下地町字操穴四三番地

日東自動車株式会社

代表取締役　青木　公貞

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月二十日

岡山県新見市大佐小阪部二四九三番地の一

株式会社安達建設

代表取締役　安達　圭一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月二十日

福岡市東区千早四丁目一四番一二号

福岡スバル株式会社

代表取締役　榎本　一成

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＤＡＩＤＯを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十日

三重県津市雲出長常町六ノ割一一八九番地の二

株式会社セイワ

代表取締役　墓堂　清

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＤＡＩＤＯを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十日

三重県津市高茶屋小森上野町一三六二番地三

株式会社サンクスホーム

代表取締役　墓堂　清

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社日本自然発酵と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十日

名古屋市中村区名駅二丁目三五番二二号

株式会社良品開発

代表取締役　鈴木　貞男

合併につき株券等提出公告

当社は、伊藤忠オリコ保険サービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十日

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

株式会社ダイケンアクト

代表取締役　照林　尚志

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社日鐵神鋼シャーリングと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十日

大阪府堺市西区築港新町三丁三六番地一

株式会社シーヤリング工場

代表取締役　永吉　明彦

合併につき株券等提出公告

当社は、四国中央ホーム株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十日

香川県高松市伏石町二〇六一番地七

新四国ホーム株式会社

代表取締役　鈴木欽次郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大和田剣が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月二十日

千葉県千葉市中央区弁天一丁目八番一三―二〇三号

VARINDA IMPORT & EXPORT CO., LTD

日本における代表者　大和田　剣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李仁景が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月二十日

東京都中央区東日本橋二―一一―三親和第三ビル七階（東京支店）

ドンアウォン株式会社

日本における代表者　李　仁景

限定承認公告

本籍千葉県船橋市習志野台三丁目一三番地七、最後の住所千葉県習志野市鷺沼一丁目八番三号　被相続人　亡　宍戸　昭夫

右被相続人は平成二十四年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十五年二月五日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

静岡県熱海市下多賀一一九番地一ロイヤルヴァンベール熱海伊豆多賀三〇五号

相続財産管理人　宍戸　路子

限定承認公告

本籍大阪府守口市佐太東町一丁目四〇番地、最後の住所大阪市旭区今市二丁目三番二一―五〇一号　被相続人　亡　井上　利光

右被相続人は平成二十四年七月五日死亡し、その相続人は平成二十五年二月四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

大阪府守口市外島町六番東一―七〇一号

相続財産管理人　井上明日香

限定承認公告

本籍奈良県大和郡山市馬司町一四五番地一、最後の住所宮城県名取市杉ケ袋字築道二〇五番地　被相続人　亡　菊地　明

右被相続人は、推定平成二十四年七月二十一日から三十一日までの間に死亡し、その相続人は、平成二十五年二月十二日に仙台家庭裁判所で相続の限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

奈良市菅野台五番三号　限定承認者　菊地　麗美

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

代理人弁護士　中村　悟

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年十二月二十八日（号外第二百八十二号）公布国土交通省令第九十一号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）（原稿誤り）				
一一一	下	一～三	ガラス製容器又は陶製容器	ガラス製又は陶製容器
〃	〃	終りから四	1288	1228
一〇〇	上	六～終りから七	プラスチック製容器	プラスチック袋
一一四	下	一九	20W	20Wh
一一七	〃	四	100 Wh以下も	100 Wh以下のものであること。
一一八	〃	一～一三	のであること。	
一二三	〃	一～一三		
平成二十年一月十一日中部地方整備局告示第二号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
八二	一	終りから一八～一七	静岡県富士宮市大字浅間町及び大宮町地内	静岡県富士宮市浅間町及び大宮町地内
平成二十年七月三十一日中部地方整備局告示第百三号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
一〇	上	一	九岐阜県美濃加茂市田島町三丁目字平手及び新池町二丁目地内	岐阜県美濃加茂市田島町三丁目字平手並びに新池町一丁目、一丁目字廻間及び二丁目地内

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十日付第三二号九六　ページ●同日付政府調達第三二号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）